

お知らせ

記者発表資料：令和2年3月12日



資料提供先

合同庁舎記者クラブ、岡山県政記者クラブ、
広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

河川協力団体を新たに2団体指定しました。 ～民間団体等が河川の維持や河川環境の保全に協力します。～

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、平成25年6月の河川法の改正により創設されました。

今年度は7月から10月に中国地方整備局管内の事務所において河川協力団体を募集し、令和2年3月12日に新たに2団体を河川協力団体として指定しました。

今回の指定により中国地方整備局管内の国指定の河川協力団体は合計29団体となりました。

◇令和元年度指定した河川協力団体

- ・^{やた}箭田地区まちづくり協議会（岡山県倉敷市、高梁川水系小田川）
- ・せせらぎ会（広島県広島市、太田川水系古川）

◇参考

河川協力団体制度の概要、河川協力団体一覧と主な活動事例については、中国地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/kasenkyouryoku.htm>

【問い合わせ先】

中国地方整備局 082-221-9231（代表）

河川部河川計画課長 ^わ和 ^だ田 ^{ひろ}紘 ^き希（内線3611）

河川部 建設専門官 ^{わか}若 ^い井 ^{かつ}克 ^{ふみ}文（内線3618）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 ^{いわ}岩 ^{した}下 ^{やす}恭 ^{ひさ}久（内線2117）

企画部 環境調整官 ^{さか}坂 ^{もと}本 ^{やす}泰 ^{まさ}正（内線3114）

■中国地方整備局 河川協力団体指定一覧表(令和元年度に指定した団体)

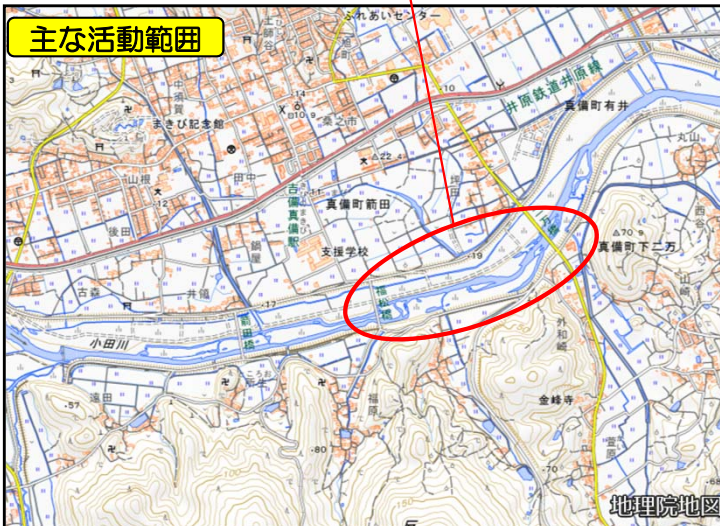
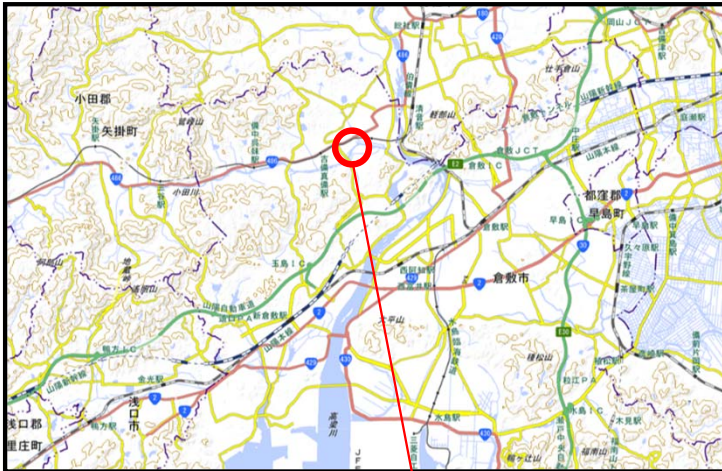
指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 29 号	令和2年3月12日	やた 箭田地区まちづくり推進協議会	岡山県倉敷市真備町箭田1684	高梁川	小田川	左岸:岡山県倉敷市真備町下二万1949-1	左岸:岡山県倉敷市真備町箭田井領4431-1
						右岸:岡山県倉敷市真備町下二万1813-8	右岸:岡山県倉敷市真備町箭田井領5634
国(中国地方整備局)第 30 号	令和2年3月12日	せせらぎ会	広島県広島市南区緑井6丁目34-1	太田川	古川	左岸:広島県広島市安佐南区八木1丁目1番地先	左岸:広島県広島市安佐南区東原1丁目23番地先
						右岸:広島県広島市安佐南区八木2丁目8番地先	右岸:広島県広島市安佐南区西原7丁目18番地先

箭田地区まちづくり推進協議会 指定番号29号 河川協力団体活動報告(高梁川水系 岡山河川事務所)

箭田地区まちづくり推進協議会は、平成12年に発足し、地域コミュニティの推進を図ることを目的に5つの班から構成される協議会です。各班は、環境美化・エコ、福祉、青少年育成、防犯・防災、健康づくりに分類され、様々な視点から地域の課題に取り組んでいます。

平成30年7月豪雨災害によって、多くの方が被災し仮設住宅での生活を送っている中、地域コミュニティを取り戻すための活動を推進しています。

主な活動場所



主な活動内容



草踏みウォーク（樹木の再繁茂対策）



マイタイムラインの普及



堤防の草刈り活動

せせらぎ会 指定番号30号

河川協力団体活動報告(太田川水系 太田川河川事務所)

せせらぎ会は、太田川水系古川にあるせせらぎ公園の有効利用や美化推進を図り、地域環境の保全と健全な憩いの場の育成に寄与することを目的として設立された市民団体です。

主な活動として、古川河川敷の清掃活動のほか、せせらぎ公園を中心とした地域交流イベント「せせらぎの夕べ」を毎年開催し、河川愛護の意識向上を図り、河川美化に繋げています。

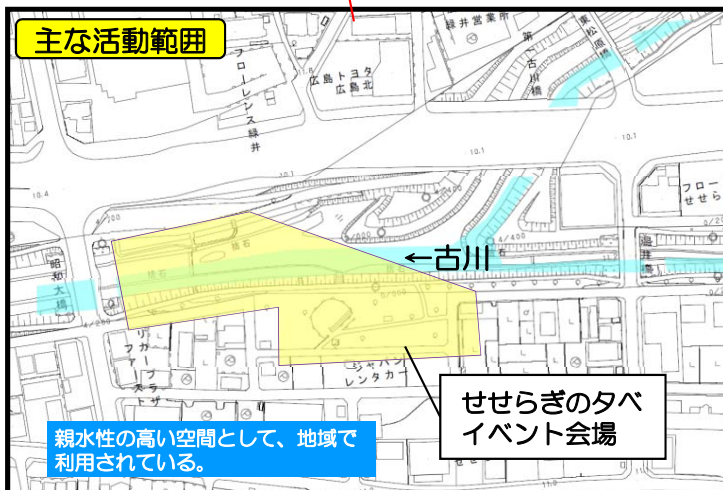
主な活動場所



主な活動内容



地域交流イベントの開催



古川河川敷の清掃活動



安全利用点検への参加

中国地方整備局 河川協力団体指定一覧表(令和元年度以前に指定した団体)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第1号	平成26年3月31日	エコロジー研究会ひろしま	広島市南区青崎一丁目18番6号	太田川	太田川	左岸: 広島県山県郡安芸太田町(70k800 明神橋)	左岸: 河口
						右岸: 広島県山県郡安芸太田町(70k800 明神橋)	右岸: 河口
					三篠川	左岸: 広島県広島市安佐北区狩留家町地先(9k400)	左岸: 太田川の合流点
						右岸: 広島県広島市安佐北区狩留家町地先(9k400)	右岸: 太田川の合流点
国(中国地方整備局)第2号	平成26年3月31日	特定非営利活動法人 上殿未来会議 <small>かみとのみらいかいぎ</small>	広島県山県郡安芸太田町大字上殿204番地1	太田川	太田川	左岸: 広島県山県郡安芸太田町(70k800 明神橋)	左岸: 広島県山県郡安芸太田町(38k600 追崎橋)
						右岸: 広島県山県郡安芸太田町(70k800 明神橋)	右岸: 広島県山県郡安芸太田町(41k100)
国(中国地方整備局)第3号	平成26年3月31日	特定非営利活動法人 未来守りネットワーク <small>ききも</small>	鳥取県境港市大正町38番地	斐伊川	斐伊川	左岸: 鳥根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸: 河口
						右岸: 鳥根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸: 河口
国(中国地方整備局)第4号	平成26年3月31日	認定特定非営利活動法人 自然再生センター	鳥根県松江市天神町114番地	斐伊川	斐伊川	左岸: 鳥根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸: 河口
						右岸: 鳥根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸: 河口
国(中国地方整備局)第5号	平成27年3月9日	瀬戸町観光文化協会 <small>せとちょう</small>	岡山県岡山市東区瀬戸町弓削42番地	吉井川	吉井川	左岸: -	左岸: -
						右岸: 岡山県岡山市東区瀬戸町二日市地先(21k600)	右岸: 岡山県岡山市東区瀬戸町南方地先(20k000)
国(中国地方整備局)第6号	平成27年3月9日	伊尾小谷地区コミュニティづくり推進協議会 <small>いのおたに</small>	広島県世羅郡世羅町大字伊尾1969番地1	芦田川	芦田川 (八田原ダム区間)	左岸: -	左岸: -
						右岸: 広島県世羅郡世羅町大字小谷(小谷大橋)	右岸: 広島県世羅郡世羅町大字小谷(小谷大橋より下流150m)
国(中国地方整備局)第7号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人 佐東地区まちづくり協議会 <small>さとう</small>	広島県広島市安佐南区緑井一丁目6番1号	太田川	古川	左岸: 太田川分流点: 安佐南区八木一丁目1番地先(6k100)	左岸: 太田川合流点: 安佐南区東原一丁目23番地先(0k000)
						右岸: 太田川分流点: 安佐南区八木二丁目8番地先(6k100)	右岸: 太田川合流点: 安佐南区西原七丁目18番地先(0k000)
国(中国地方整備局)第8号	平成27年3月9日	佐波川に学ぶ会 <small>さばがわ</small>	山口県防府市高井614番地 右田公民館内	佐波川	佐波川	左岸: 山口県防府市大字東佐波令(人丸橋 8k900)	左岸: 山口県防府市新橋町(新橋 6k300)
						右岸: 山口県防府市大字上河原(人丸橋 8k900)	右岸: 山口県防府市高井(新橋 6k300)
国(中国地方整備局)第9号	平成27年3月9日	ウエスコ・エコクラブ	鳥根県松江市嫁島町16番1号	斐伊川	斐伊川	左岸: -	左岸: -
						右岸: 鳥根県松江市袖師町地先(宍道湖1k430)	右岸: 鳥根県松江市袖師町地先(宍道湖1k000)
国(中国地方整備局)第10号	平成27年3月9日	タ日スポット・クリーンサポーター	鳥根県松江市東津田748番地1	斐伊川	斐伊川	左岸: -	左岸: -
						右岸: 鳥根県松江市袖師町地先(宍道湖1k430)	右岸: 鳥根県松江市袖師町地先(宍道湖1k000)
国(中国地方整備局)第11号	平成27年3月9日	公益財団法人 ホンザキグリーン財団	鳥根県出雲市園町1664番地2	斐伊川	斐伊川	左岸: 鳥根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸: 鳥根県出雲市園町地先(宍道湖19k400)
						右岸: -	右岸: -
国(中国地方整備局)第12号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人 水の都プロジェクト協議会	鳥根県松江市米子町8番地29	斐伊川	斐伊川	左岸: 鳥根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸: 松江市末次本町34番の1地先の松江大橋
						右岸: 鳥根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸: 松江市末次本町34番の1地先の松江大橋
国(中国地方整備局)第13号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人 中海再生プロジェクト <small>なかうみ</small>	鳥取県米子市河崎610番地	斐伊川	斐伊川	左岸: 鳥根県松江市福富町字岩瀬399番の21地先	左岸: 河口
						右岸: 鳥根県松江市富士見町7番地先	右岸: 河口

■中国地方整備局 河川協力団体指定一覧表(令和元年度以前に指定した団体)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 14号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人 しまね体験活動支援センター	島根県出雲市佐田町八幡原109番地	斐伊川	斐伊川	左岸: 島根県雲南市木次町下熊谷字自蔵1912番の2地先	左岸: 島根県出雲市島村町宇古反新田2227番の38地先
						右岸: 島根県雲南市木次町東日登新市2025番地先	右岸: 島根県出雲市島村町宇島崎373番の6地先
						左岸: 島根県仁多郡奥出雲町三成113番の11地先	左岸: 島根県雲南市木次町平田413番2地先
						右岸: 島根県仁多郡奥出雲町三成771番の9地先	右岸: 島根県雲南市木次町平田28番2地先
斐伊川	神戸川	左岸: 島根県出雲市馬木町字苅山1341番2地先	左岸: 河口				
		右岸: 島根県出雲市所原町字姉山5551番1地先	右岸: 河口				
斐伊川	神戸川 (志津見ダム区間)	左岸: 島根県飯石郡飯南町八神773番4地先	左岸: 島根県飯石郡飯南町角井1891番20地先				
		右岸: 島根県飯石郡飯南町八神6番2地先	右岸: 島根県飯石郡飯南町角井1895番6地先				
国(中国地方整備局)第 15号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人 自然と人間環境研究機構	島根県松江市西持田町200番地	斐伊川	斐伊川	左岸: 島根県出雲市島村町宇古反新田2227番の38地先	左岸: 河口
						右岸: 島根県出雲市島村町宇島崎373番の6地先	右岸: 河口
国(中国地方整備局)第 16号	平成28年3月1日	はじ土師ダム桜守プロジェクト	広島県安芸高田市八千代町土師709番地	江の川	江の川 (土師ダム区間)	左岸: 広島県安芸高田市八千代町土師地先 (土師ダム管理区間上流端)	左岸: 広島県安芸高田市八千代町土師地先(土師ダム)
						左岸: 広島県安芸高田市八千代町土師地先 (土師ダム管理区間上流端)	左岸: 広島県安芸高田市八千代町土師地先(土師ダム)
国(中国地方整備局)第 17号	平成28年3月1日	大之木建設株式会社	広島県広島市西区横川町二丁目10番21号	太田川	旧太田川	左岸: -	左岸: -
						右岸: 広島県広島市西区榎木町一丁目地先 (三篠橋 4k200)	右岸: 広島県広島市西区横川町一丁目地先 (横川新橋 3k500)
国(中国地方整備局)第 18号	平成29年3月14日	せいのうかい 境港清港会	鳥取県境港市大正町215番地 境港管理組合事務所内	斐伊川	斐伊川 (境水道)	左岸: 鳥根県松江市美保閘町下宇部尾地先 (森山堤防)	左岸: 河口
						右岸: 鳥取県境港市渡町地先 (江島大橋南側約300m 中海9k300)	右岸: 河口
国(中国地方整備局)第 19号	平成30年3月8日	特定非営利活動法人 未来守りネットワーク	鳥取県境港市大正町38番地	日野川	日野川	左岸: 鳥取県西伯郡伯耆町莊字土手ノ内29番の7地先	河口
						右岸: 鳥取県西伯郡伯耆町宮原字宮ノ上ミ226番の8地先	河口
					法勝寺川	左岸: 鳥取県西伯郡南部町大字鴨部字下河原1611番の1地先	日野川への合流点
						右岸: 鳥取県西伯郡南部町大字鴨部字下河原1617番の1地先	日野川への合流点
					印賀川 (菅沢ダム区間)	左岸: 鳥取県日野郡日南町大字印賀字下釜山208番の1地先	左岸: 鳥取県日野郡日野町大字福長字御崎原1164番地先
右岸: 鳥取県日野郡日南町大字印賀字下釜山202番の1地先	右岸: 鳥取県日野郡日野町大字福長字奥河原1183番の1地先						
中原川 (菅沢ダム区間)	左岸: 鳥取県日野郡日南町大字菅沢字河原田827番地先	印賀川の合流点					
	右岸: 鳥取県日野郡日南町大字菅沢字作右衛門受殿蔵上 ミ853番の3地先	印賀川の合流点					
秋原川 (菅沢ダム区間)	左岸: 鳥取県日野郡日南町大字菅沢字寺田758番の2地先	中原川の合流点					
	右岸: 鳥取県日野郡日南町大字菅沢字鏡元470番の1地先	中原川の合流点					
国(中国地方整備局)第 20号	平成30年3月8日	特定非営利活動法人 さくらおろち	島根県雲南市木次町平田36番地1	斐伊川	斐伊川	左岸: 島根県雲南市木次町下熊谷字自蔵1912番の2地先	左岸: 島根県松江市木次本町34番の1地先(松江大橋)
						右岸: 島根県雲南市木次町東日登新市2025番地先	右岸: 島根県松江市白濁本町10番地先(松江大橋)
					斐伊川 (尾原ダム区間)	左岸: 島根県仁多郡奥出雲町三成113番の11地先	左岸: 島根県雲南市木次町平田413番2地先
						右岸: 島根県仁多郡奥出雲町三成771番の9地先	右岸: 島根県雲南市木次町平田28番2地先
国(中国地方整備局)第 21号	平成30年3月8日	つかだにばば 塚谷・馬場の明日を考える会	岡山県苫田郡鏡野町塚谷570番地	吉井川	吉井川 (苫田ダム区間)	左岸: 岡山県苫田郡鏡野町塚谷地先(苫田鞍部ダム)	左岸: 岡山県苫田郡鏡野町土生地先(苫田ダム)
						右岸: 岡山県苫田郡鏡野町土生地先(苫田ダム)	右岸: 岡山県苫田郡鏡野町土生地先(久田下原橋)
国(中国地方整備局)第 22号	平成30年3月8日	みまさかこく 美作国「彩りの森づくり」実行委員会	岡山県苫田郡鏡野町馬場733番地1	吉井川	吉井川 (苫田ダム区間)	左岸: 岡山県苫田郡鏡野町久田上原地先(苫田大橋)	左岸: 岡山県苫田郡鏡野町久田下原地先(草谷橋)
						右岸: -	右岸: -
国(中国地方整備局)第 23号	平成30年3月8日	旭川みの広場を愛する会	岡山県岡山市北区北方四丁目4番1号	旭川	旭川	左岸: -	左岸: -
						右岸: 岡山県岡山市北区中井町二丁目地先(岡北大橋)	右岸: 岡山県岡山市北区中井町二丁目地先(山陽本線旭川橋梁)
国(中国地方整備局)第 24号	平成31年2月27日	高橋建設株式会社	島根県益田市遠田町3815番地1	高津川	高津川	左岸: 益田市飯田町760番1地先	左岸: 益田市飯田町6番1地先(飯田吊橋)
						右岸: 益田市須子町イ157番3地先(飯田吊橋)	右岸: 益田市須子町イ157番3地先(高角橋)

■中国地方整備局 河川協力団体指定一覧表(令和元年度以前に指定した団体)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 25 号	平成31年2月27日	Pegasusクラブ	島根県益田市元町3番16号	高津川	高津川	左岸: 益田市高津一丁目イ1079番5地先	左岸: 益田市高津一丁目イ1175番1地先
						右岸: -	右岸: -
国(中国地方整備局)第 26 号	平成31年2月27日	みづえ 水江の渡し跡公園	岡山県倉敷市水江1598番地	高梁川	高梁川	左岸: -	左岸: -
						右岸: 岡山県倉敷市水江地先(9k250)	右岸: 岡山県倉敷市水江地先(9k150)
国(中国地方整備局)第 28 号	平成31年2月27日	江の川流域 ^{さよかわ} 星川エコネット	広島県三次市畠敷町1193番地4	江の川	馬洗川	左岸: 広島県三次市南畑敷町616番1地先	左岸: 広島県三次市南畑敷町121番5地先
						右岸: 広島県三次市四捨貫町91番2地先	右岸: 広島県三次市畠敷町166番8地先

河川協力団体制度の概要

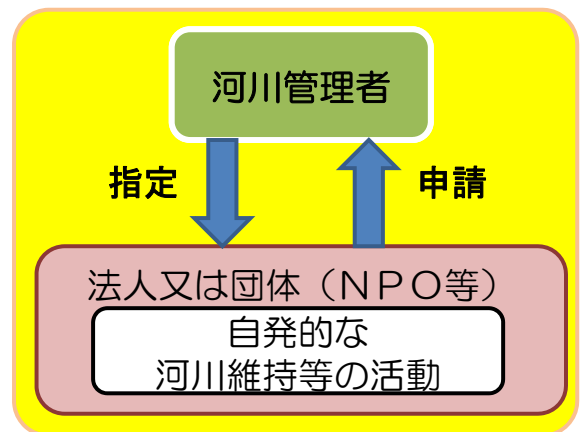
参考

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年6月12日公布）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法**
- 第58条の8（河川協力団体の指定）
 - 第58条の9（河川協力団体の業務）
 - 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
 - 第58条の11（監督等）
 - 第58条の12（情報の提供等）
 - 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する**ものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体への委託可能 **拡大** 【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良